

# 大阪市環境影響評価専門委員会会議録

1 日 時 令和2年6月17日（水）14時00分～15時00分

2 開催場所 ウェブ会議の方法により開催

3 出席者

専門委員会委員：秋山 孝正 委員 魚島 純一 委員 内井喜美子 委員

大島 昭彦 委員 岡崎 純子 委員 岡部 寿男 委員

小谷 真理 委員 近藤 明 委員 嶋津 治希 委員

西村 文武 委員 樋口 能士 委員 松井 孝典 委員

道岡 武信 委員 山本 芳華 委員

大阪市：環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡委員会（環境局環境管理部環境管理課長 他）

事務局：環境局環境管理部環境管理課

4 議 題

うめきた2期地区北街区開発事業 うめきた2期地区南街区開発事業  
環境影響評価準備書について

## 5 議事録

【司会】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。議事に入りますまでの間、事務局にて進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議は環境局会議室におきましてウェブ会議画面の投影により公開にて行っております。ここで視聴者の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局から御説明させていただきました「視聴における遵守事項」に従い、お静かに視聴いただきますよう御協力のほどよろしくお願いいたします。それでは開会にあたりまして、大阪市環境局理事兼エネルギー政策室長の堀井よりごあいさつ申し上げます。

【環境局理事兼エネルギー政策室長】 環境局理事の堀井でございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止の観点からウェブによる開催となりましたが、委員の皆様におかれましてはそれぞれの場所から環境影響評価専門委員会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から本市の環境行政の推進に多大なる御指導、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の議題でありますうめきた2期開発事業は、御承知のとおり、西日本最大のターミナルエリアにおきまして、『「みどり」と「イノベーション」の融合拠点』の形成をめざすものであり、これまで御審議いただきました梅田1丁目1番地計画や梅田3丁目計画などとともに、大阪・関西の成長の原動力となる大規模開発事業でございます。

本委員会では昨年度の環境影響評価方法書に続きまして、今年度は同準備書の手続きを進めてまいりましたが、本日、委員の皆様方にはその検討結果報告書のとりまとめにつきまして御審議

をいただく運びとなりました。

この事業は国内外から多くの人を訪れる「大阪・関西万博」の開催に照準をあわせ、一部先行まちびらきをめざしておりますが、環境配慮の面でも内外に誇れるまちづくりとなりますよう、御審議をお願い申しあげまして、誠に簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひ申しあげます。

【司会】 それでは御出席いただいております委員の皆様のお名前を御紹介いたします。

近藤会長、大島会長職務代理、秋山委員、魚島委員、内井委員、岡崎委員、岡部委員、小谷委員、嶋津委員、西村委員、樋口委員、松井委員、道岡委員、山本委員

以上、14名の委員の皆様にご出席をいただいております。映像と音声により委員御本人でいらっしゃることも、また、委員間で映像と音声即時に伝わることを会長においても御確認いただいております。また、大阪市環境影響評価専門委員会規則第5条第2項の規定により、本会が成立しておりますことを御報告申しあげます。

続きまして本市からの出席者を御紹介いたします。開会のごあいさつをいたしました環境局理事兼エネルギー政策室長の堀井、環境管理部長の池上、環境影響評価連絡会の7部局から関係課長が出席しております。

続きまして資料の確認をさせていただきます。事前にメールにてお送りしております本日の「次第」及び「検討結果報告書（案）」、そして黄緑色の環境影響評価準備書の3点でございます。

ここで議事に入ります前にウェブ会議を進めるにあたり、御留意いただきたい事項につきまし

て御説明させていただきます。まずマイクでございますが、御発言いただく時以外はオフにしていただきますようお願いいたします。御発言いただく際にはマイクをオンにいただき、まず冒頭にお名前をお願いいたします。

それではこれ以降の議事につきましては近藤会長にお願いしたいと存じます。近藤会長、よろしくをお願いいたします。

【近藤会長】 それでは議事に入らせていただきます。先生方にはお忙しい中、本日の専門委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

さて、本日の議題は、4月15日に大阪市長から当専門委員会に諮問のありました「うめきた2期地区北街区開発事業 うめきた2期地区南街区開発事業 環境影響評価準備書について」でございます。

諮問以降、これまで当専門委員会の大気質、水質廃棄物、騒音振動などの各部会において、検討、審議を重ねてまいりました。本日は皆様に検討結果報告書の案について御検討をいただきたいと存じますのでよろしくをお願いいたします。

それでは検討結果報告書の案につきまして事務局から説明をよろしくをお願いいたします。

【事務局】 それでは「うめきた2期地区北街区開発事業 うめきた2期地区南街区開発事業に係る環境影響についての検討結果報告書（案）」について御説明させていただきます。

まず「はじめに」でございます。ここでは、本準備書は令和2年3月27日から縦覧に供されましたが環境の保全及び創造の見地からの意見書の提出はなかったことなどについて記載しており

ます。次のページが目次でございまして、その次のページがⅠ章でございます。

ここからは左上にもページ番号を記載しておりますので御参照ください。1ページのⅠ章といたしまして「事業の概要」を5ページまでにかけて記載しております。

続きまして6ページにお進みください。6ページからはⅡ章といたしまして、これまで各部会で御審議いただきました「全般的事項」をはじめ、14の項目について検討内容を記載しております。

まず1つめの「全般的事項」でございます。(1)では「方法書についての市長意見に対する事業者の見解」を記載しております。続いて(2)では「環境影響評価項目の選定等」について記載しておりまして、②「検討結果」にございますように、「問題はない。」との結論をいただいております。

続いてその下、(3)「熱源計画」でございます。7ページの②「検討結果」におきまして、事業者の熱源機器以外に地域熱供給事業からの熱供給を受ける計画となっております。枠囲みにございますように事業者を追加で説明を求めましたところ、地域熱供給事業者が計画地域内にサブプラントを設けることとなりますが、予測の中にこのサブプラントの分についても見込んでいるという説明がございまして、これを受けまして、枠囲み下ですが「問題はない。」との結論を頂戴しております。

次に8ページを御覧いただけますでしょうか。(4)「緑化計画」についてでございます。②「検討結果」でございますが、都市公園との一体的な緑化の考え方について確認を行いましたところ、

枠囲みにございますように、各街区での緑化の考え方や建物の緑化につきましては低層部のテラスにおける屋上緑化であることなどが示されてございます。枠囲みの下でございますが、これを受けまして、「うめきた2期地区は、みどりのまちづくりを先導する重要な役割を担っていることから、屋上緑化の拡大、地表高さからも視認できる緑化の導入により、最大限の緑量を確保する必要がある。」との御指摘をいただいております。また、併せまして「都市公園と一体となったグリーンインフラとしての機能が発揮されるよう詳細な検討を行うとともに、維持管理についても万全を期されたい。」との御意見をいただいております。

次に9ページ中段から(5)「交通計画・駐車場計画」についてでございます。

11ページまでお進みください。一番下の②「検討結果」におきまして、交通処理検討の詳細について確認を行っております。

次の12ページから13ページに枠囲みが続いてございますが、周辺の道路整備による今後の変化量、周辺開発のプロジェクト及び本事業による増加量を加えまして推計が行われていること、また、近年の社会情勢の変化、供用時点における周辺の交通状況に応じまして、交通影響の低減に努めていく旨が示されてございます。

こうした点を受けまして、13ページの枠囲みの下でございますが、「問題はない。」との結論を頂戴しております。

続いて14ページからは(6)「工事計画」となっております。16ページにお進みください。

ここでは夜間工事があるということでして、その詳細を確認したところ、枠囲みにございます

ように、夜間工事の内容や、実施にあたって周辺住民に事前に説明を行うなどの配慮の内容が示されており、

枠囲みの下にはこれを受けまして「夜間工事を最小限にとどめることにより、環境影響の低減に努められたい。」との御意見を頂戴しております。併せてその下でございますが、

「他の事業者や関係機関との協議調整を図るとともに、関連車両の台数の削減や平準化に努められたい。」との御意見をいただいております。

続いて17ページからは、2「大気質」についての検討結果でございます。

まず「施設の供用」による影響についてでございますが、21ページをお開きください。

イ「検討結果」(イ)でございます。こちらでは窒素酸化物について、最大着地濃度が近接する高層住宅の位置になるということございましたので、高さ方向について確認をしております。

枠囲みの事業者から追加で提出された資料において、どの高さにおいても環境基準値や大阪市の目標値を下回ることが示されてございまして、これを受けまして「問題はない。」との結論を頂戴しております。

次に「建設機械等の稼働」による影響についてでございますが、これについては27ページまでお進みください。

イ「検討結果」(イ)でございます。二酸化窒素について、大阪市環境基本計画に掲げております目標値で0.04ppmというのがございますけども、これを超える期間がございます。その期間について確認をいたしましたところ、28ページの枠囲みの資料でございます。グラフにございまして、

ように、工事の着工後から67か月目頃までの間、0.04ppmを超える状態が続くことが示されてご

ございます。こうした影響が長期にわたりますことから、一番下のポツにございますように「環境基本計画における目標を踏まえ、工事実施時点における最新の排出ガス対策型建設機械の採用や稼働台数の削減などを徹底して排出量を可能な限り抑制する必要がある。」との御指摘をいただきました。

続いて 32 ページからは、3 「地下水・土壌」でございます。検討結果は 34 ページにございまして、こちらのイを御覧いただきますと、土壌汚染、地下水汚染の対策が、現在の土地所有者によりまして既に実施中でありますことから、今後の対応等につきまして追加で枠囲みのおり確認をしております。

現在は現行の土地所有者により調査や対策が実施されておりますことや、その後、土地が引き渡された後の工事の実施にあたっては土壌汚染対策法等に基づき拡散防止等の対策を行うことなどが示されておまして、その下「問題はない。」との結論を頂戴しております。

続いて 35 ページでございますが、ここからは 4 「騒音」でございます。

まず「施設の供用」による影響でございますが、39 ページまでお進みください。

上段の「イ 検討結果」(イ)でございますが、「設置時における防音対策はもとより、供用後の適切な保守管理につきましても万全を期されたい。」との御意見を頂戴しております。

また、「建設機械等の稼働」による影響につきましては、40 ページ、41 ページを御覧いただきますと検討結果がございまして、「イ 検討結果」(イ)でございます。

敷地境界地点、いわゆる仮囲いで隔てられたところでございますけれども、その高さ 1.2m のとこ



ろでは規制基準を下回ることが示されておりますが、最大で 81 デシベルと高値であることから、仮囲いを超える高さ方向の対策について確認いたしましたところ、枠囲みの資料でございますように、超低騒音型の建設機械の導入をはじめ、関係者の工事計画に応じて、移動式防音壁等の具体的な対策を検討していくことが示されてございます。これを受けまして枠囲み下でございますが、「近傍には中高層住宅が立地していることから、高さ方向への騒音対策について詳細な検討を行い、近隣住民への影響を低減するよう万全な対策を実施する必要がある。」との御指摘をいただきました。

43 ページからは 5 「振動」でございます。

「建設機械等の稼働」による影響について 45 ページに記載がございました。中段「イ 検討結果」(イ)でございますが、振動感覚閾値を上回る範囲に住居が存在しておりますことから、「事業者が行うとしている環境保全対策を確実に実施し、振動による影響のさらなる低減に努められたい。」との御意見をいただいております。

47 ページからは 6 「低周波音」でございます。48 ページまでお進みください。

「② 検討結果」イでございますが、現況のレベルを押し上げる地点があることから、「周辺地域への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されたい。」との御意見をいただいております。

49 ページから 7 「地盤沈下」でございます。

まず「施設の存在・土地の改変」によります地盤沈下についてでございますが、51 ページの上段に (イ) がございます。こちらで地下水の流動阻害による地盤沈下につきましては地盤沈下量

が北街区で2.2mm、南街区では3.0mm程度に留まっていることなどから、「問題はない。」との結論をいただいております。

次に「施設の利用」による地盤沈下については52ページを御覧ください。ここでは、地球温暖化対策を目的として導入されます帯水層蓄熱型冷暖房、これの実用化に際しまして井戸の配置を確認しましたところ、枠囲みの資料にありますように、井戸の数、蓄熱規模に相当いたします井戸間距離、これが実証実験よりもスケールが大きくなりますことから、この点について具体的な配置、また今後の実際の配置を踏まえたシミュレーションを実施することなどが示されておりました。こうしたことを受けまして、「問題はない。」との結論をいただいております。

53ページからは8「日照阻害」でございます。54ページを御覧ください。

日影時間が3時間以上となる地域に住居が存在しておりますことから、当該住居への配慮について確認をしております。この場所は日影規制を受ける地域ではございませんが、枠囲みの下にございますように、計画建物の日影による影響について「近隣住民の十分な理解が得られるよう配慮されたい。」との御意見をいただいております。

55ページからは9「電波障害」でございます。57ページまでお進みください。障害発生予測範囲内での対策の詳細について確認を行いましたところ、枠囲みの資料にございますように、事前に範囲内の対策が必要な地域についてケーブルテレビへの加入など適切に対応することが示されておりました。これを受けて「問題はない。」との結論をいただきました。

58ページからは10「廃棄物・残土」でございます。

まず、「施設の供用」につきましては、59 ページを御覧ください。中段「イ 検討結果」(イ)におきまして、類似事例の種別のリサイクル率及び本事業での取組みについて確認を行っております。枠囲み提出資料におきまして、入居テナントへの啓発とともに、次のページにまたがりましても、生ごみのバイオマス発電を導入することなどが示されております。これを受けまして枠囲みの下でございますが、「入居テナントの廃棄物排出量の把握や分析、これを踏まえた発生抑制や分別等の促進策を継続的に実施して、廃棄物排出量のさらなる削減に努められたい。」との御意見をいただいております。

次に「土地の改変」に係る廃棄物・残土につきましては、62 ページを御覧ください。枠囲みにありますように、残土については再利用や再資源化等の有効活用を図るとしておりますこと、また、建設汚泥につきましては、セメントミルクの注入抑制などによりまして、発生抑制にも努めるとしておりますことから、「問題はない。」との結論をいただいております。

次に 63 ページから 11 「地球環境」でございます。恐れ入ります、68 ページまでお進みください。

「② 検討結果」イでございますが、予測におきまして定量化されていない対策について確認を行っており、枠囲みの資料におきまして、高性能な Low-e ガラスや自然換気の採用などが示されております。また 69 ページですが、これを受けまして、国では今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会を実現することを掲げ、取組みが進められておりますこと、また、「うめきた 2 期区域まちづくりの方針」では世界最高水準の省エネルギー化、低炭素化に取り組むとされていること

を踏まえまして、その一番下のポツでございますが、「住宅を含めた建物全体での断熱性能の向上、高効率機器の導入や、設備機器等の更新時にはその時点における最先端の技術を導入することにより、脱炭素社会の実現に向けたモデルとなるよう取り組む必要がある。」との御指摘をいただいております。

次に 70 ページから 12 「気象」でございます。72 ページまでお進みください。

この建物の建築によりまして好ましくない風環境とされるランク 4 となる地点について、枠囲みの事業者からの追加資料におきまして、イチョウ並木の効果を確認しており、イチョウ並木によりましてランク 2 にまで改善されることが示されております。ランク 2 というのは住宅街や公園レベルを想定しており、これを受けまして、「問題はない。」との結論を頂戴いたしました。

また、73 ページの二つ目のポツでございますけれども、事業計画地の西側につきましても、住居が少なくないことを踏まえまして、「敷地内における防風対策及び関係機関等との連携により、当該地域における風環境の変化を最小限に抑えられたい。」との御意見をいただいております。

74 ページをお開きください。13 「景観」でございます。

75 ページの中段「② 検討結果」イでございますが、グランフロント大阪との一体的な群像景観の考え方を確認しており、枠囲みの資料にございますように、グランフロント大阪の形状に倣った正方形平面を持つバランスの良い全体ボリュームを分節することなどにより、一体的な群像景観及び周辺への圧迫感のない景観を作り出すことが示されております。これを受けまして、次の 76 ページでございますが、地域の西側への圧迫感が懸念されることにつきまして確認をしてご

ざまして、枠囲み資料におきまして、長大な壁面とならないよう角度をつけて面を切り替えていることなどが示されております。これを受けまして「今後の詳細設計にあたっては、意匠等の十分な検討を行い、西側に対する圧迫感を可能な限り低減するよう努められたい。」との御意見をいただいております。

併せて、都心らしいまちの魅力を感じさせる外観の考え方を確認しており、その下の枠囲み提出資料におきまして、裏表のない外観とすることや外壁を落ち着いた色調とすることなどその考え方が示されております。これを受けまして、77 ページの枠囲みの下でございますが、「事業計画地は大阪・関西の都市イメージを印象付ける重要な場所であることから、建物の配置により生み出された空間の活用や魅力的な意匠等の創意工夫により、都市公園等と一体となって緑とにぎわいが溢れる新たな都市景観を創出する必要がある。」との御指摘をいただいております。

78 ページからは 14「文化財」でございます。

79 ページ「② 検討結果」イでございますが、「発掘調査完了後に工事を着手すること、工事中においても遺跡等が発掘された場合には適切に対応していることから、問題はない。」との結論をいただいております。

80 ページはⅢ章でございますが「指摘事項」を記載しております。

緑化計画につきましては、地上高さから視認できる緑化の導入等により、最大限の緑量を確保すること、大気質につきましては、工事の実施時点における最新の排出ガス対策型の建設機械の採用や、効率的な施工管理を求めています。騒音につきましては、計画地の周辺に中高層住宅

が立地しておりますことから、工事中の騒音対策について万全を期することを求めています。

地球環境につきましては、住宅を含めた建物全体での断熱性の向上、高効率機器の導入、さらには更新時にはその時点における最先端の技術を導入することなどにより脱炭素社会の実現に向けたモデルとなるよう取り組むこと、景観につきましては、都市公園等と一体となって緑とにぎわいがあふれる新たな都市景観を創出すること、こうした点につきまして御指摘をいただいております。

最後に、「おわりに」を 81 ページに記載しております。

読み上げさせていただきます。「本事業は、西日本最大のターミナルエリアにおいて、質の高い都市機能を集積することにより、将来にわたり関西の発展を牽引するリーディングプロジェクトである。このことから、事業者においては、最先端技術の積極的な導入や、運用段階における最適なマネジメントなど、大阪市環境基本計画に掲げる「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」の実現を先導する取組みを進められるよう重ねて要望する。」

以上が検討結果報告書(案)の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**【近藤会長】** どうもありがとうございました。この検討結果報告書の案につきましては各部会において御議論いただいているところではございますが、ただいまの説明につきまして、何か補足説明や御意見等がございましたら、先ほど言いましたように、名前を言って御意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**【近藤会長】** どなたかいらっしゃらないでしょうか。それでは私の方から一言。

非常にまとめられていてこれで十分かなと思っていますけれども、地球温暖化に対して、CO<sub>2</sub>を出さないような建物を作っていくということですが、建物は徐々に劣化をしていって、2050年の80%削減の目標と比べると、この建物も陳腐化していく、そういう可能性もあります。この建物は大阪のちょうど駅前に建っていて、非常にシンボリックな建物になるので、ぜひそういうことも気をつけながら進めていくように御指導いただければありがたいなと、そういう風に思っているところです。よろしく願いいたします。

他、何かございますでしょうか。他の先生方、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。他に御意見がないようですので、ただ今の報告書（案）の「案」を取らせていただき、最終報告書としてよろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、本報告書をもちまして、大阪市長あてに答申することといたします。それでは、答申文を読みあげます。

令和2年6月17日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市環境影響評価専門委員会 会長 近藤 明

うめきた2期地区北街区開発事業 うめきた2期地区南街区開発事業 環境影響に係る

環境影響評価準備書について（答申）

令和2年4月15日付け大環境第 e-29 号で諮問のありました標題については、別添の検討結果報告書をもって答申します。

以上です。ありがとうございました。

【司会】ありがとうございました。それでは、ここで理事の堀井より一言お礼を申し上げます。

【環境局理事兼エネルギー政策室長】 ありがとうございました。ただいま、近藤会長から答申を拝受いたしました。近藤会長をはじめ委員の皆様方には、大変御多用の中、諮問から約2カ月間という短期間にもかかわらず、精力的に御検討、御審議を重ねていただきました。改めて、厚くお礼を申し上げます。

本市では、昨年12月に「大阪市環境基本計画」を策定し、SDGs達成に貢献する環境先進都市の実現をめざしております。御答申におきましては、この計画の趣旨を踏まえ、環境先進都市の実現を先導するよう、御意見をいただいたところです。この御答申をもとに、事業者に対し、環境の保全及び創造の見地から、市長意見を示してまいります。

最後になりましたが、この度、7名の委員の皆様におかれましては、任期満了を迎えられることになりました。本日御審議いただきましたうめきた2期開発をはじめ、これまで、万博や北陸新幹線の環境影響評価方法書、なにわ筋線の環境影響評価準備書など、大規模案件の審議が集中する中、先生方には専門的・技術的な立場から、御審議いただきましたこと、心より御礼申し上げます。そして、御留任いただく委員の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申しあげまして、誠に簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

【司会】 これをもちまして、本日の大阪市環境影響評価専門委員会を終了させていただきます。



どうもありがとうございました。